

(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業 概要ヒアリング (対面的対話) 質問・意見に対する回答書 (第2回)

1 入札説明書

番号	質問・意見	頁	項目番号等				項目名	内容	回答
1	質問		添付資料	4	4	5	地元発注金額について (設計・建設業務) 地元発注金額について (運営維持管理業務)	募集要項に関する質問・意見に対する回答書 (第2回) 1 入札説明書 番号4 回答「関係市町に営業所等を置く企業に対する地元発注金額が対象となります。」の通り、関係市町に本店または営業所等を置く企業と契約を交わし、その企業に実際に発注する金額を地元発注金額とすると理解してよろしいでしょうか。その場合、本店や営業所等 (研究所や事業所など) が関係市町内に所在する企業であっても、契約先 (発注先) が関係市町外の住所になる場合は、地元外企業への発注になるため対象外であると理解してよろしいでしょうか。	① 地元企業に対する実質的な発注金額が認められるものは有効とします。ただし、契約先の地元企業が地元外へ外注した額は対象外となります。 ② 営業所等が地元存在し、生産活動を行っているものの、契約権限が無く、地元外にある上部機関の支店等が契約者になる場合でも、上記の実態を証明できる場合は有効と認めます。

2 要求水準書 設計・建設編

番号	質問・意見	頁	項目番号等				項目名	内容	回答
1	意見	5	第1章	第1節	6	(3)	観測井戸の水質結果条件	汚染水の排水は「上乗せ排水基準」以下に処理の上、既設水路へ放流と有りますが、観測井戸の水質測定結果として頂いている数値は上乗せ排水基準を下回っているためpH及び濁度調整を行えば、既設水路に放流出来るものと考えております。但し、実際工事着手後、水質調査の結果が上乗せ基準値を超えた値が出た場合、処理費用等の協議をさせていただきますようお願いいたします。	ご理解のとおりです。
2	質問	6	第1章	第1節	6	(4)	ユーティリティ条件	質問の回答において、「なお、電力、都市ガスについては、特定事業契約締結後、事業者において建設予定地までの延長及び引込み工事等の手続きをお願いします。」とありますが、建設編添付資料2の取合い点までの整備は組合殿の範囲で、事業者は工事等の事務手続きのみとの理解でよろしいでしょうか。また、建設編添付資料2の取合い点は、搬入道路の下および搬入道路の西側の一部に位置していますが、工場棟側との接続位置の計画に応じて、敷地境界の南側の任意の点に取り合い位置を変更することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。 取合点 (線) は、アクセス道路内のライフライン埋設位置不明のため、取合は (線) 表示としています。 詳細はライフライン敷設時の協議によります。なお、現在提示している計画道路 (将来市道) の整備が困難なため、線形及び工期の見直しが必要な状況となっており、令和9年9月末までに舗装工事を完了させることとして進めてまいります。
3	質問	10	第1章	第2節	5		施工時搬入ルート	市道1062 佐佐原・鼠内線、市道1086 馬込線は地域振興事業区域内となりますが、一次造成着手時期 (令和6年10月頃) は貴組合殿が道路管理者と捉えて宜しいでしょうか。この場合、上記市道、あるいは地域振興事業区域内に一次造成工事を行う工事車両通行のための鉄板敷設を事業者で施工することは可能と捉えて宜しいでしょうか。	市道1062佐佐原・鼠内線、市道1086馬込線の道路管理者は印西市となります。 造成工事については現道利用及び事業者において整備する仮設道路の利用をお願いします。 なお、地域振興事業開発エリアの大部分は本組合所有地となっておりますが、一部未取得用地があることから、掘削土仮置き場所までの仮設道路を整備するときは、本組合との協議をお願いします。 また、施設建設工事については、本組合にて、令和6年度末までに資機材等の搬入用として、仮設道路の整備を完了させることとして進めてまいります。
4	質問	7 36 149	第1章 第1章 第4章	第1節 第11節 第5節	7 3 1	(2) (2) (1)	3) ① 用地造成工事 造成計画平面図、断面図 一次造成工事	要求水準書 設計・建設編における質問・意見に対する回答 (質問No. 16) において、「参考図書ですが、種々の協議を経たものですので、調整池規模・雨水排水量等の変更は認められません」とありますが、緑生ブロック擁壁、ブロック積擁壁の構造に関しても許認可権との協議を行った結果でしょうか。緑生ブロック擁壁、ブロック積擁壁の直接基礎による支持方式について、各擁壁基礎の床付け高さが、「添付資料1 地質調査業務報告書」P17,P18 地質断面図内のN 値が0~9 (平均N 値3) と非常に軟弱な第一洪積粘性土 (Dc1) 上が床付け面となります。次の2 点について回答をお願いします。 ①第一洪積粘性土層を基礎地盤とした擁壁の支持力に対する安全確認はされていますでしょうか。その場合は計算書をご提示願います。又、施工時における平板載荷試験の結果、基礎地盤の支持力が不足した場合は、地盤改良等、対策に必要な費用の精算についてご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。 ②調整池の底版は計画図では素地 (土) となっておりますが、調整池の背面は直ぐに法面となっております。底版をコンクリートにする必要はないでしょうか。安全性の検証を行い、官庁協議を行った結果、素地でよいという判断でしょうか。 ③造成設計における各種申請において、参考造成計画より見直しを求められ、工程やコストに影響がある場合は協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	人口地盤の位置及び範囲は提案によるため、緑生ブロックとしていますが、人口地盤下部の緑化は不要と考えています。 ① 基礎地盤の改良等が必要な場合の費用は、事業者負担となります。 ② 事業者の検討によりコンクリート底板が必要な場合は、事業者負担により変更してください。 ③ ご理解のとおりです。

5	意見	7 36 149	第1章 第1章 第4章	第11節 第5節	7 3 1	(2) (2) (1)	3)	①	用地造成工事 造成計画平面図、断面図 一次造成工事	対面的対話時に上記の質疑内で、①、②について現状費用が想定されるのであれば、費用を見込んで提案してほしいと回答頂きましたが、金額が大きなものになりますので、応募者間で条件が平等になるよう公表するようお願い致します。	応募者間で条件が平等になるよう、上記内容にて公表します。
6	質問	10	第1章	第2節	5				計画道路	「市道00-122 号線及び計画道路（将来市道）は令和6年度末完成を予定している。」と有りますが、工事の進捗工程（予定）をご教授頂きますようお願いいたします。	概要ヒアリング質問・意見に対する回答書（第1回）（令和5年8月25日公表）にて回答済み <a href="http://www.inkan-jk.or.jp/jikisetsu/img/gaiyouhiaringu-kaitoul.pdf">http://www.inkan-jk.or.jp/jikisetsu/img/gaiyouhiaringu-kaitoul.pdf</a>
7	質問	13	第1章	第3節	7	(4)			地域振興事業へのエネルギー供給（電力・熱）	要求水準書 設計・建設編 P13において「地域振興施設へのエネルギー供給（14.7GJ/h相当）を行うこと。」とありますが、「募集要項に関する質問・意見に対する回答書(第2回) 06_回答書(別紙5)地域振興電力需要時間値」における合計[GJ/h]は、以下の合算値という理解でよろしいでしょうか。（図1参照） ①電力利用（需要値）[kW]に想定発電効率から逆算したごみ入熱量[GJ/h] ②熱利用（需要値）[GJ/h]	① 14.7GJ/hの算出方法はご理解のとおりです。 ② 地域振興電力需要時間値は参考値であり、実際の需要時間値には波があり14.7GJ/hを最大値として地域振興の設計を行う必要があることを示したものです。 ③ 地域振興へのエネルギー供給量は、常時電力換算で800kWと設定してください。
									 <p>図1 募集要項に関する質問・意見に対する回答書（第2回）別紙5 地域振興電力需要時間値</p>		
8	質問	48	第2章	第1節	2	(3)	2)		防護対策	「ベルトコンベヤの機側には、緊急停止装置（引き綱式等）等安全対策を講じること。」とありますが、開放型のコンベヤを示し、密閉型の場合は緊急停止装置は不要としてよろしいでしょうか。	安全を考慮の上、提案に委ねます。
9	質問	58	第2章	第3節	6	(2)	5)	④	落じんホップ・シュート	落じんホップシュートに関し、「乾燥帯は、着火検出警報装置を設置着火時の消火対応を計画すること」とありますが、着火検出警報装置の設置判断は提案でよろしいでしょうか。回転ストーカー炉乾燥帯のホップは垂直で堆積せず、下部の水封コンベヤにて直ちに冷却されるため、着火のしない構造となっています。当グループでは着火検出警報装置のない施設において問題ありません。	要求水準とおりとします。 ④乾燥帯は、タール付着、堆積防止を図るとともに、着火検出警報装置を設置し、着火時の消火対応を計画すること。との要求は、着火物の存在を防止しかつ安全装置を設置する二重の安全措置を求めるものです。 垂直シュートにタール付着が完全に無いとは言えず、二重の安全措置にも合致しないものです。
10	質問	59	第2章	第4節	1	(5)	5)		ボイラ	ボイラ特記事項5) 液面計は原則としてボイラドラムの片側に二色液面計及び透過式液面計とありますが、二色液面計をマグネットフロート式を提案してよろしいでしょうか。高温・高圧仕様の液面計になると、ゲージガラスが浸食されやすくなるため、これを防ぐためにマイカ（雲母）プレートを使用します。このマイカへの浸食が早く、交換頻度が高くなっており、加えて、トルクレンチを使用しての取り付けになるため、非常に交換が難しく、メンテナンス性が悪いものです。対して、マグネットフロート式は、金属管の液室内に入れたフロート（浮子）と外部表示器内のローターにそれぞれ内蔵されている磁石を互いに作用させ、反転したローターの色の違いで液位を示すものです。シンプルな構造で作られているため、超高温高圧から極低温の領域まで温度・圧力・流体の種類を問わず広範囲に適用できます。	マグネットフロート式を認めます。
11	質問	82	第2章	第9節	1	(5)			給水設備	井水前処理の計画のため、井水分析結果を提示いただけますでしょうか。また、飲料水程度までの処理となると、例としてろ過装置2台、薬注装置2台の設備が必要となります。通常使うものでなく、非常時に使用する場合には、定期的な試運転、水質分析が必要となり維持管理費も負担になると考えられます。事業者提案として、飲料水はボトルで100人分×3日分を確保、雑用水としては雨水貯留槽に3日分の水を確保するような提案を認めていただけないでしょうか。	観測井戸の分析結果を別添のとおり提示します。 観測井戸は水位測定が目的のため、深さは30mとしており、用水井戸より大幅に浅いものであることに留意ください。 要求は従前のとおり、井水を利用できるように前処理設備を設置することです。また、井水利用はプラント用水のみに限定するのではなく、災害時等の飲料水の確保を考慮したものとしますので、要求水準書のとおりとします。
12	質問	126	第4章	第1節	3	(1)			仮囲い	募集要項に関する質問・意見に対する回答書（第2回）1 入札説明書 番号107 質問「『仮囲いは意匠鋼板により高さ1.8m以上で建設用地の工事区域の周囲に設置すること』…」に対して、回答「ご理解のとおりです。環境影響評価においては、高さ3.0mとしています。」とありますが、敷地境界での騒音規制値を遵守することを前提として、要求される仮囲い高さは、3.0mではなく1.8m以上と理解してよろしいでしょうか。	仮囲い高さは3.0m以上としてください。

13	質問						要求水準書 P168 第4章 第5節 土木工事及び外構工事 2. 外構工事 (4)門・囲障工事 1)門扉	③ 搬入車両出入り口については、搬入車線側、搬出車線側でそれぞれ閉鎖できるものとする。とありますが、造成計画の出入口斜路は西側が敷地境界に接して計画されており、かつ歩道が設けられていることから、搬入車線側と搬出車線側でそれぞれで引戸門扉による閉鎖ができない状態となっています。この条件について、お考えをご教示願います。	門扉形式は引戸に限定するものではありません。
14	質問						要求水準書 P168 第4章 第5節 土木工事及び外構工事 2. 外構工事 (4)門・囲障工事 2)囲障	① 原則として、敷地境界にフェンスを配置すること。とありますが、現地説明会において、現状の現場では平地部分に木柵を配置されており、森林部分およびその法面が始まる部分には木柵は設置されておりませんでした。「原則として」と記載されている内容は、現状の木柵を配置されている状態をイメージして、造成後、擁壁上部となる部分および植栽のない平地部分の敷地境界にフェンスを設けるという主旨でよろしいでしょうか。	木柵範囲は用地取得後の用地管理のため、必要最低限の範囲であり、完成形をイメージしたものではありません。フェンスの設置については、敷地及び施設に容易に侵入されることがないように、維持管理上必要な範囲を対象としてください。

3 添付資料

番号	質問・意見	頁	項目番号等	項目名	内容	回答
1	質問		添付資料6	エネルギー供給	地域振興施設側へ効率的なエネルギー供給方法の提案が求められています。場合によっては地域振興側の負担にもなり得ます。この提案は本施設側と地域振興施設側とで一部トレードオフの関係にもなることから、本提案は評価の対象としないことを要望します。	落札者決定基準の変更はありません。優れた提案を期待するものです。
2	質問	2		エネルギー供給	募集要項に関する質問・意見に対する回答書(第2回)2-6 添付資料6 エネルギー供給に関する参考資料 番号2 回答「年間売電量は、地域振興施設へ14.7GJ/h相当の電力・熱を供給した残りで算出して下さい。」とありますが、年間売電量およびエネルギー回収率の算出条件について、公平な競争の観点から以下に統一いただけるという理解してよろしいでしょうか。  【年間売電量及びエネルギー回収率の算出条件】 地域振興施設へのエネルギー供給条件は、季節や運転炉数によらず、常に電力にて800kW※供給し、蒸気による熱供給はゼロとして、算出する  ※要求水準書(設計・建設編)P.86「⑧地域振興施設用(最大800kW:熱量14.7GJ/h相当)」より	【年間売電量及びエネルギー回収率の算出条件】は、以下のとおりとします。  ① 年間売電量: 地域振興施設への電力供給を800kWとし、熱量14.7GJ/hに余りがある場合は、余りの熱量及び発電量を明記し、売電可能分は売電量に加算してください。  ② エネルギー回収率: 全て発電利用した場合を算出条件とします。
3	質問	2		エネルギー供給	募集要項に関する質問・意見に対する回答書(第2回)2-6 添付資料6 エネルギー供給に関する参考資料 番号2回答「添付資料6『エネルギー供給に関する参考資料』の各プロット数値は提示しますが、あくまで参考資料です。」とありますが、地域振興施設への熱供給能力の考え方について、公平な競争の観点から以下の条件に統一いただけると理解してよろしいでしょうか。 また、地域振興施設の熱利用量の計画が変更になる場合には実施設計時にご協議いただけると理解してよろしいでしょうか。  【地域振興施設への熱供給能力】 熱供給能力は、以下の地域振興施設の熱利用量ピーク値5.1GJ/hを蒸気にて供給できる設備能力とする。  《熱利用量ピーク値》 地域振興施設への電力・熱の供給条件: 地域振興電力需要(冬[1月]) 9時~電力利用 372kW、熱利用(入浴施設) 5.1GJ/h (図1参照) 運転条件: 基準ごみ2炉運転時、基準ごみ1炉運転時	① 熱供給能力は、最大5.1GJ/hとします。  ② エネルギー供給量は、常時電力換算で800kWと設定してください。



図1 募集要項に関する質問・意見に対する回答書(第2回)別紙5 地域振興電力需要時間値

4 要求水準書 運営維持管理編

番号	質問・意見	頁	項目番号等					項目名	内容	回答
1	質問	4 5	第1章	第2節	5	(2)		受入時間	運営開始後、リサイクル設備の経年劣化等により、メンテナンス期間が休日(1日)+ヤード貯留容量容量(3日間)の計4日間に収まらなくなる場合もあると想定しておりますが、その際は燃やさないごみ、粗大ごみの受入停止期間を設けることも含めて別途協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	質問	27	第6章	第2節				業務期間中の測定項目	千葉県廃棄物処理施設の設備および維持管理に関する指導要領では、灰(焼却主灰、飛灰処理物)の分析測定(重金属溶出量、ダイオキシン類)が12回/年となっておりますが、本案件においては要求水準に示すように4回/年との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

5 落札者決定基準

番号	質問・意見	頁	項目番号等					項目名	内容	回答
1	質問	7			5	(3)		(1)エネルギー回収・資源回収	落札者決定基準 P7において「売電量の最大化に資する売電計画」と記載がありますが、年間売電量の評価対象は、令和10年度(2028年度)のごみ量(基準ごみ)と理解してよろしいでしょうか。また、各年度毎の年間売電量を記載して提出する様式があれば、ご指示願います。	① 年間売電量の対象となるごみ量は、ごみ処理基本計画に示す各年度ごとの計画ごみ処理量(募集要項に関する質問・意見に対する回答書(第2回)、別紙2)です。なお、R19(2037)年度以降は同量としてください。 ② 各年度毎の年間売電量は、様式7-10 運営変動費I(エネルギー回収型廃棄物処理施設)に記載ください。その際の単価は、12.5円/kwhとしてください。

6 建設工事請負契約書(案)

番号	質問・意見	頁	項目番号等					項目名	内容	回答
1	質問	20	第49条	第55条				継続費又は債務負担行為に係る契約の前払金及び中間前払金の特則	令和5年7月11日回答「募集要項に関する質問・意見に対する回答書(第2回)」のうち「7.建設工事請負契約書(案)」質疑回答No.11において、「前払金、中間前払金について、(各年度毎の)支払額に上限額は設定しない」旨の回答をいただいております。工事が最盛期に掛かる令和8年度、令和9年度あたりの当該年度の出来高予定額ないし支払限度額は数十億円に及ぶと見込まれます。例えば、当該年度支払限度額がプラント工事、土木建築工事の合計で50億円となる場合、当該年度の前払金は「当該年度支払限度額の10分の4以内、50億円×40%=20億円以内」をご請求できるものと考えてよろしいでしょうか。考えに齟齬があり、別の条件が適用される場合、その条項及び考え方を具体的にご教授いただけますようお願い申し上げます。	回答は、契約金額が決定しない段階のため、具体的な上限額は設定できないとの趣旨です。 金額の範囲は、建設工事請負契約書(案)(前払金及び中間前払金)第49条第1項、第3項のとおりです。

7 運営維持管理委託契約書(案)

番号	質問・意見	頁	項目番号等					項目名	内容	回答
1	質問	32	第1章	第2節	7	(4)		地域振興事業へのエネルギー供給	入札説明書添付資料-4「モリソン」及び対価の減額について」に減額措置の詳細が示されていますが、計画外停止による地域振興施設へのエネルギー供給の停止に対する措置が明確になっておりません。計画外停止により、地域振興施設へエネルギーを供給できなくなった場合のペナルティがあれば、具体的な費用の算出方法をご提示願います。	運転停止型減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他特別目的会社の運営維持間業務委託契約に基づく債務の不履行等により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合に適用されるため、計画外停止にも同様の減額算出方法が適用されます。

8 様式集

番号	質問・意見	頁	項目番号等				項目名	内容	回答
1	質問		様式6-6				募集要項に関する質問・意見に対する回答書（第2回）（令和5年7月11日）の1入札説明書の番号5の回答についての確認	地元発注金額として計上するにあたり、「下請け階層の規定はありません」とのご回答でしたが、様式6-6に記載する提案地元発注金額のうち、2次下請け以降の地元発注金額が提案時点で正当な金額であるかについては、どのようなエビデンスでご確認されるかお考えをおし頂けませんか。	入札説明書において、提案地元発注金額未達減額措置を講じており、実績地元発注金額が提案地元発注金額を下回っていた場合、未達成分の金額を減額して支払うことと規定しているため、未達成の場合の事業者負担が大きい措置となっています。 なお、減額分を組合から地元企業に発注する等の措置を講じることにより、地元発注金額を達成できることから、提示された地元発注金額が評価対象であり、金額の正当性を担保するエビデンスを求める必要はないと考えています。
2	質問		様式6-6				参加者審査に関する質問・意見に対する回答書（令和5年5月1日）の番号11についての確認	地元発注金額の算定方法、証明の考え方について、本事業で地元の製造工場や事業所、研究所等が活用されることを証明するために、発注内容に応じた業務内容を証明するエビデンスを添付資料とすることで、契約主体が関係市町内の営業所等ではないケースでも、地元発注金額としてお認めされるという理解でよろしいでしょうか。	① 地元企業に対する実質的な発注金額が認められるものは有効とします。ただし、対象となる営業所等が関係市町外へ外注した額は対象外となります。 ② 営業所等が関係市町内に存在し、生産活動を行っているものの、契約権限が無く、関係市町外にある上部組織の支店等が契約者になる場合でも、上記の実態を証明できる場合は有効と認めます。 ③ 証明については、事業者が提案するもの以外にも確認のために必要と認めるものは提出を求めます。
3	質問		様式6-6				募集要項に関する質問・意見に対する回答書（第2回）（令和5年7月11日）の9様式集の番号9についての確認	募集要項に関する質問・意見に対する回答書（第2回）、9様式集、質問9において、関心表明書は添付資料の扱いとなり、様式毎に様式備考に示した指定枚数とする、とあります。様式6-6については、提案書は3ページ以内とし、関心表明を含む添付資料も3ページ以内という理解でよろしいでしょうか。	様式6-6は、A4版 3ページ以内、関心表明を含む添付資料は別途 A4版 3ページ以内まで可とします。
4	質問		様式6-6				募集要項に関する質問・意見に対する回答書（第2回）（令和5年7月11日）の9様式集の番号11についての確認	募集要項に関する質問・意見に対する回答書（第2回）、9様式集、質問11において、「現工場運転員の方々の継続雇用についても理解できますが、本項で考慮することは考えておりません」とあります。その他の項でも考慮（評価）されないという理解でよろしいでしょうか。	吉田区を中心とした周辺地域における雇用創出には該当しないと考えております。 事務局としては、雇用創出以外の想定していませんが、選定委員の考えまでは把握できません。
5	質問		様式6-1 ～ 様式6-14				募集要項に関する質問・意見に対する回答書（第2回）（令和5年7月11日）の10提出書類作成要領の番号3についての確認	質問の回答において、「補足資料を添付する場合は、各様式の最終頁に添付してください。サイズ、枚数は、様式集備考のとおりです。」とあります。補足資料として、様式集備考の枚数以上の添付は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	様式集のサイズ・枚数と同じサイズ・枚数まで添付資料を認めるとの回答です。
6	意見						様式6-6 継続雇用について	募集要項に関する質問・意見に対する回答書（第2回）9 様式集 番号11回答「現工場運転員の方々の継続雇用についても理解できますが、本項で考慮することは考えておりません。」について、現工場の運転員は長年、貴組合で運転員として業務に邁進してきた者であり、関係市町外に住居があるという理由で雇用を解除することは困難であるため、現工場の運転員につきましては地元人材としてお認めいただけないでしょうか。	吉田区を中心とした周辺地域における雇用創出は、吉田区及び吉田区に接する地域、ひいては吉田区を中心とした関係市町住民の皆様とするものです。 現工場運転員の方々の継続雇用についても理解できますが、本項で考慮することは考えておりません。

9 提出書類作成要領

番号	質問・意見	頁	項目番号等				項目名	内容	回答
1	質問	6		2	(4)		事業提案書に関する提出書類	提出書類作成要領 P6 基礎審査に関する提出書類において「A3は片面印刷でA4サイズに折り込むこと」とありますが、「様式5-4要求水準に対する設計仕様」は表紙以外A3サイズとなり枚数が多く、提出ファイルが厚くなり読み難くなると考えます。「様式5-4要求水準に対する設計仕様」は分冊としてもよろしいでしょうか。	A3をA4縮小コピーして長編綴じとして提出してください。

1.0 計画道路変更・その他に関する質問について

番号	質問・意見	頁	項目番号等	項目名	内容	回答
1	意見				計画道路の変更に伴い、検討に時間を要しますが、入札スケジュールの変更はありますでしょうか。	本事業の入札執行においては、当初提示した計画道路（将来市道）によるものとするため、入札スケジュールの変更はありません。
2	質問				計画道路の変更に伴い、本工事の工事物量に変更が生じますが予定価格の変更はありますでしょうか。	本事業の入札執行においては、当初提示した計画道路（将来市道）によるものとするため、予定価格の変更はありません。
3	質問				変更は計画道路の線形のみであって、人工地盤の設置や本施設への進入/退出路（斜路）の接続位置は変更ないと理解してよろしいでしょうか。	人工地盤の設置や本施設への進入/退出路（斜路）の接続位置の変更はありませんが、計画道路への接続高について、線形等の変更に係る計画関係図書が提示できる状況になった際に建設工事請負契約者と設計等について、協議させていただきます。
4	質問				計画道路変更が生じた結果、敷地境界から離れたところに道路が通る場合、その道路から敷地境界の事業者が指定する位置までまでのアクセス道路の施工は、貴組合にて実施頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	質問				価格、ならびに非価格の評価は、変更後の条件でなされるとの理解でしょうか。その場合は、公平性を担保するためにも変更後の道路条件を明確にして頂きますようお願いいたします。	本事業の入札執行においては、当初提示した計画道路（将来市道）によるものとするため、変更後の条件により評価することはありません。
6	質問				将来道路計画の見直しに伴い、将来道路の完成時期が本事業の工事着手に間に合わないため、工事用の仮設道路を市道00-122号線より組合様にて準備されることですが、当該仮設道路は工事用の大型車両（トレーラー含む）が通行できる舗装仕様、幅、線形と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	意見				当該施設建設と計画道路（将来市道）の工事期間が並行して進捗されると考えられます。常に、大型車両を含めた工事車両が、敷地への入退場ができるものとして工事計画を行います。	計画道路（将来市道）についても本施設に欠くことのできない工事であることから、工事間調整を必要とする場合は、ご協力をお願いします。
8	質問			仮設電気について	一次造成工事着手時期（令和6年9月末頃）において、貴組合が管理所掌となっている地域振興エリア内、あるいは同エリア沿いにある東電柱からの貴組合管理敷地への仮設電気引込みは問題無いと捉えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、地域振興事業開発エリアの大部分は本組合所有地となっておりますが、一部未取得用地があることから、仮設電柱の設置等、仮設電気引込みをするときは、本組合との協議をお願いします。